

1 目的

本活動は、広域災害が起こった際に、岐阜県博物館協会（以下「協会」という。）規約第3条第7号に基づき、協会加盟館園が組織的に協力し合い、博物館活動が速やかに復旧し、博物館資料を次代に継承していくことを目的とする。具体的には、博物館施設等の復旧及び被災資料の救済と保存安定化等の支援を行うものである。

2 対象

原則として協会に加盟する館園の施設並びにその所蔵資料等とする。

3 体制

本活動は、原則として協会加盟館園すべてが協力し、参加するものとする。その効率化を図るべく、県内を所在地域ごとに分割し、その地域ブロック内で情報の収集や発信等を図るものとする。

(1) 地域ブロックと中核館

地理的な特性や館園の数などを考慮し、ブロックを定める。ブロックごとの情報収集と発信を担う中核館を定める。中核館に不測の事態が生じた場合を考慮し、副中核館を選定する。

(2) センター館

センター館は、協会事務局を有する岐阜県博物館とし、加盟館及び地域ブロックの情報の集約と発信の拠点とする。センター館に不測の事態が生じた場合は、中核館がそれを代行する。

4 救済活動

具体的な救済活動は、次の通りとする。

(1) 災害の発生時

加盟館園は、次の各号に該当する災害等が発生した場合、被災状況を中核館に報告するとともに、必要な場合は、救済活動の申請をするものとする。中核館は被災が想定されている館園を含めて、被災情報を取りまとめてセンター館へ報告する。

- ① 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 集中豪雨等による水害が発生した場合
- ③ その他、甚大な被害を伴う災害が発生した場合

(2) 救済活動の決定

センター館は、収集した情報を協会会長（以下「会長」という。）へ報告する。その報告によって、会長は救済の是非を決定するものとする。なお会長に事故のある時は、協会副会長がそれを代行する。

(3) 対策本部の設置

救済活動が決定された場合、センター館に総合対策本部を設置するとともに、被災地域ブロックの中核館に現地対策本部を設置する。センター館が被災した場合は、被災していない中核館に総合対策本部を置き、中核館が被災した場合は、当該ブロックの副中核館もしくは非被災ブロックの中核館に現地対策本部を置く。総合対策本部の構成員は、会長が指名する。現地対策本部の構成員は、当該中核館の館長が、会長と協議して決める。

(4) 一次救済（被災資料の搬出等）

本活動における一次救済では、被災館園の情報収集、それに伴う救済のための計画決定、緊急の現場作業等を行うものとする。すでに被災して劣化の著しい資料、あるいは劣化の恐れのある資料については、

現場の判断により、緊急避難させる場合もある。また、資料や人命に危機を与える恐れのある博物館施設等の復旧もここに含める。

- ① 総合対策本部の業務
 - i 救済活動開始の連絡
 - ii 実施計画の策定
 - iii 人員及び物資等の手配
 - iv 現地対策本部への指示と支援
 - v 自治体、外部関係団体等との連絡調整
- ② 現地対策本部の業務
 - i 救済支援要員等に対する実施計画の説明
 - ii 人員及び物資等の受入
 - iii 現場作業の指示
 - iv 総合対策本部等との連絡調整

(5) 二次救済（資料の修復保管等）

本活動における二次救済では、被災した資料、あるいは被災する恐れのある資料の保管、安定化処理及び修復等を行うものとする。

- ① 総合対策本部の業務
 - i 実施計画の策定
 - ii 人員及び物資等の手配
 - iii 現場作業の指示
 - iv 総合対策本部等との連絡調整

(6) 救済完了

一次及び二次救済活動の終了後、被災館からその旨の報告書が現地対策本部へ提出され、後にセンター館へ伝達される。会長がそれを確認した時点で、救済活動が完了したものとする。その完了を以て、総合対策本部並びに現地対策本部は解散するものとする。

5 平時の活動

災害発生時に備え、次の活動を行うものとする。

- (1) 連絡網の作成とその年次更新
- (2) 防災訓練（情報伝達訓練を含む）
- (3) 博物館及び資料の防災についての研究及び研修
- (4) その他本活動に資する事業

6 資金

本活動に要する経費は、協会の予備費及び災害対策積立金を充てる。

7 事務局

本活動に関する事務は、協会事務局が行う。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

災害発生時のフロー

災害発生から一次救済、二次救済、救済完了に至る流れをフローとして記す。

災害の発生

- ・センター館等による情報収集作業の開始
- ・被災館園からブロック中核館、センター館への情報伝達、あるいは近隣館園による情報収集
- ・センター館への第一報
- ・センター館より、協会会長へ報告
- ・会長による救済の是非を決定
- ・外部関係機関等への情報提供と調整

一次救済

- ・総合対策本部、現地対策本部の設置（情報収集と伝達は継続）
- ・一次救済計画の立案
- ・計画に基づく実施

人員派遣 派遣可能な加盟館園職員の把握、依頼状の作成・送付（後日、報告書の提出に基づき旅費の支給）

物資提供 必要物資の把握、提供可能な物資、輸送計画の立案と実施（輸送を担う派遣職員への依頼事務）

資金提供 必要に応じた資金提供 *今後の検討が必要

- ・緊急を要する資料の救出、緊急避難、一時保管
- ・現地対策本部より、総合対策本部に対して、一次救済の実施完了の報告
- ・総合対策本部より、自治体及び外部関係団体等への情報提供、連絡調整

二次救済

- ・一次救済終了段階の情報把握
- ・二次救済計画の立案（資料の修復、安定化处理、恒久的保管、設備機器類の簡易修復等）
- ・計画に基づく実施（人員の派遣、物資の提供、資金の提供等）
- ・現地対策本部より、総合対策本部に対して、二次救済の実施完了の報告
- ・総合対策本部より、自治体及び外部関係団体等への情報提供、連絡調整

救済完了

- ・被災館園等への資料の引き渡し、設備機器類の簡易復旧の確認等
- ・総合対策本部から協会会長への事業完了報告